

正誤表（令和2年度）

| 箇所 | 誤 | 正 |
|----------|--|---|
| 1(2)エ | 17事案(注)について援助決定を行い、4事案について審査中となっている。 | 17事案(注1)について援助決定を行い、1事案について却下(注2)し、4事案について審査中となっている。 |
| 1(2)エ(注) | (注) このうち、1事案については令和2年3月31日までに申請がされたもの。 | (注1) このうち、1事案については令和2年3月31日までに申請がされたもの。 (注2) 平成26年に申請受付後、申請者の申出により手続を停止していたもの。 |
| 1(3)ア | オーストラリア3, 米国3, 英国2 | 米国4, オーストラリア3, 英国1 |
| 3(4) | 子を返還しないこととなったものは2事案 | 子を返還しないこととなったものは3事案 |
| 3(4)ア | スウェーデン1, ポーランド1 | スウェーデン1, ドイツ1, ポーランド1 |
| 3(4)イ | 子を返還しないことが確定したものは2事案 | 子を返還しないことが確定したものは3事案 |